

元高教福第 1 7 9 4 号  
令和 2 年 3 月 1 7 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

時間外勤務等に関する協定の締結について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あてに通知をしましたので、参考までに送付いたします。

これは、「働き方改革を推進するための関係法律」（平成 3 0 年法律第 7 1 号）による改正後の労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号。）別表第 1 の第 1 2 号職場における職員の時間外勤務及び休日勤務に関して、時間外勤務等を命じる場合には時間外・休日労働に関する協定の締結が必要になるというものです。

つきましては、貴職におかれましても、労働基準法の改正内容等に十分留意くださいますようお願いいたします。

なお、別添の「協定書締結及び協定届に関する留意事項」に追加内容をゴシック体太字の表記にしたうえで更新しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 人事企画担当  
TEL：0 8 8－8 2 1－4 9 0 3  
FAX：0 8 8－8 2 1－4 7 2 5  
小中学校課 人事担当  
TEL：0 8 8－8 2 1－4 6 3 9  
FAX：0 8 8－8 2 1－4 9 2 6



## 協定書締結及び協定届に関する留意事項

### 1 協定が必要な職について

- (1) 学校事務職員（管理職手当受給対象の事務長を除く。以下同じ）
- (2) 学校栄養職員
- (3) 技能職員

注：教育職員及び土佐海援丸船員は36協定の対象外

**：会計年度任用職員は時間外・休日勤務を基本的に命じないが、命じることが想定される場合は対象者に含む。**

### 2 協定の締結について

- (1) 別添に示す協定書（例）を参考に作成すること。参考例を示したものであり、内容は締結当事者間で定めるものであること。
- (2) 時間外勤務及び休日勤務の必要のある具体的事由は各所属の実情に応じた理由を記載すること。
- (3) 協定書（例）に記載している時間外勤務を延長することができる時間（1日4時間、1月45時間、1年間360時間）は限度時間であるので、これを上限として各所属の実情に応じて設定すること。  
現段階において特別事情による特別延長は想定していないため、特別の事情が生じた場合にあっては、事前にその都度協議を行うこと。
- (4) 協定の有効期間は1年であることから、構成員に変更がなくとも毎年締結する必要があること。
- (5) 協定を締結する職場代表者の選定に当たっては、適切に選出すること。  
**（36協定を締結する者を選ぶことを明確にしたうえで、投票や挙手等の方法で職員の過半数代表者を選出すること。使用者（学校長）による指名や学校長の意向に基づく選出は認められないこと。）**
- (6) 締結した36協定の内容について、全教職員に周知を図るとともに、事務職員等の業務が過度に増大することがないように努めること。

### 3 協定届の提出先

- (1) 学校事務職員・学校栄養職員 → 高知県人事委員会
- (2) 技能職員 → 管轄の労働基準監督署（別紙一覧参照）

注：協定書は学校事務職員、学校栄養職員及び技能職員を合わせ作成することができるが、協定届は学校事務職員・学校栄養職員と技能職員は届け先が異なるため別に作成すること。この場合、協定届の欄外等に協定書の人数の内訳を明記しておくこと。

### 4 その他

毎年、年度末までに翌年度分の協定の締結、協定届の提出が必要となること。

## 高知県内労働基準監督署一覧

### ○ 安芸労働基準監督署

住所：安芸市矢の丸 2－1－6 安芸地方合同庁舎

電話：0887-35-2128

管轄：室戸市、安芸市、香南市、安芸郡

### ○ 高知労働基準監督署

住所：高知市南金田 1 番 3 9 号

電話：088-885-6031

管轄：高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡  
(須崎署の管轄区域を除く)

### ○ 須崎労働基準監督署

住所：須崎市緑町 7－1 1

電話：0889-42-1866

番号：土佐市、須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡

### ○ 四万十労働基準監督署

住所：四万十市右山五月町 3－1 2 中村地方合同庁舎

電話：0880-35-3148

管轄：四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡



## 時間外勤務及び休日勤務に関する協定書（例）

高知県立〇〇〇〇学校長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と高知県立〇〇〇〇学校職場代表〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、働き方改革を推進するための関係法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）別表第 1 の第 12 号職場における職員の時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）は、法の定めるところにより実施することとして、次のとおり協定する。

### （時間外勤務等の命令）

第 1 条 甲は、緊急の場合又は期日が定められた業務を処理するために必要があるときは、甲の所属する県立学校の職員に対して、所定労働時間を超えて時間外勤務等を命ずることができる。

### （時間外勤務を命ずることができる業務の種類）

第 2 条 時間外勤務の具体的事由、業務の種類、職員数については次のとおりとする。

| 時間外勤務の具体的事由                             | 業務の種類  | 職員数 |
|-----------------------------------------|--------|-----|
| 予算執行・管理業務、決算業務、扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 | 学校事務職員 | 名   |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等                    | 学校栄養職員 | 名   |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事、施設維持管理、動植物管理等       | 技能職員   | 名   |

### （延長することができる勤務時間）

第 3 条 この協定によって延長することができる時間外勤務時間数は、所定の 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分を超えて延長する勤務時間数とし、その勤務時間は、1 日 4 時間、1 月 45 時間、1 年 360 時間以内とする。

### （育児・介護職員の制限）

第 4 条 育児又は家族介護を行う職員の時間外勤務については、学校事務職員、学校栄養職員にあっては公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年 12 月 21 日条例第 46 号）、技能職員にあっては技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和 29 年 12 月 28 日訓令第 51 号）によるものとし、時間外勤務の時間数は、1 日 3 時間、1 月 24 時間、1 年 150 時間以内とする。

### （週休日及び休日の勤務時間に関するもの）

第 5 条 週休日の勤務は 1 月につき 4 日を超えて行わないものとする。週休日及び休日における 1 日の時間数は 7 時間 45 分以内を基本とする。

勤務の具体的事由、業務の種類、職員数、労働させることができる法定休日の日数及び労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻については次のとおりとする。

| 勤務の具体的事由                                | 業務の種類  | 職員数 | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
|-----------------------------------------|--------|-----|--------------------|------------------------------|
| 予算執行・管理業務、決算業務、扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 | 学校事務職員 | 名   | 1 か月 4 日以内         | 8:30～17:00<br>(7 時間 45 分)    |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等                    | 学校栄養職員 | 名   |                    |                              |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事、施設維持管理、動植物管理等       | 技能職員   | 名   |                    |                              |

第 6 条 第 3 条から第 5 条の時間数にかかわらず、時間外勤務及び休日勤務を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

この協定書締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 日

(甲) 使用者 高知県立〇〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇 印 (職印)

(乙) 職場代表 高知県立〇〇〇〇学校  
〇〇 〇〇 〇〇 印



時間外労働に関する協定届  
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働保険番号 | <div><div><div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div><div>都道府県</div><div>所掌</div><div>管轄</div><div>基幹番号</div><div>枝番号</div><div>被一括事業場番号</div></div></div> |
| 法人番号   | <div><div><div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div></div></div>                                                                                          |

| 事業の種類                                                                                                                                                |                                         | 事業の名称                                   |          |                    | 事業の所在地（電話番号）               |               |                       |                                | 協定の有効期間                      |                                 |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----------|--------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 教育・研究業                                                                                                                                               |                                         | 高知県立〇〇〇〇学校                              |          |                    | (〒 〇〇市〇〇〇)<br>(電話番号： ー ー ) |               |                       |                                | 令和2年4月1日から<br>令和3年3月31日まで    |                                 |                       |
| 時間外労働                                                                                                                                                |                                         | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由                     | 業務の種類    | 労働者数<br>(満18歳以上の者) | 所定労働時間<br>(1日)<br>(任意)     | 延長することができる時間数 |                       |                                |                              |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      |                                         |                                         |          |                    |                            | 1日            |                       | 1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） |                              | 1年（①については360時間まで、②については320時間まで） |                       |
|                                                                                                                                                      |                                         |                                         |          |                    |                            | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数<br>(任意) | 法定労働時間を超える時間数                  | 所定労働時間を超える時間数<br>(任意)        | 法定労働時間を超える時間数                   | 所定労働時間を超える時間数<br>(任意) |
|                                                                                                                                                      | ① 下記②に該当しない労働者                          | 予算執行・管理業務、決算業務、扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 | 学校事務職員業務 | 3名                 | 1日<br>7時間45分               | 3.75時間        | 4時間                   | 40時間                           | 45時間                         | 300時間                           | 360時間                 |
|                                                                                                                                                      |                                         | 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等                    | 学校栄養職員業務 | 1名                 |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      |                                         |                                         |          |                    |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      | ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者                |                                         |          |                    |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      |                                         |                                         |          |                    |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      |                                         |                                         |          |                    |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
| 休日労働                                                                                                                                                 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由                      |                                         | 業務の種類    | 労働者数<br>(満18歳以上の者) | 所定休日<br>(任意)               |               | 労働させることができる法定休日の数     |                                | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      | 予算執行・管理業務、決算業務、扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 |                                         | 学校事務職員業務 | 3名                 | 毎週 土曜、日曜                   |               | 1ヶ月に4日                |                                | 7時間45分                       |                                 |                       |
|                                                                                                                                                      | 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等                    |                                         | 学校栄養職員業務 | 1名                 |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/><br>(チェックボックスに必ずチェック) |                                         |                                         |          |                    |                            |               |                       |                                |                              |                                 |                       |

協定の成立年月日 令和2年3月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名氏名 高知県立〇〇〇〇学校 職場代表 〇〇 〇〇〇〇

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による ）

令和2年 4月 1日

使用者 職名氏名 高知県立〇〇〇〇学校 校長 〇〇〇〇 職印

技能職員で労働基準監督署提出の場合、協定書記載の職員数〇〇名のうち、事務職員等〇名については高知県人事委員会委員に協定届を提出済み

高知県人事委員会委員 様

技能職員の場合は別に作成し、提出先は〇〇労働基準監督署長

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票、挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法記載してください。使用者による指名や使用者の意向に基づく選出は認められません。

必ず  
チェック

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
  - （1） 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
  - （2） 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
  - （3） 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであり、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。